



長野県報

12月11日(木)
平成26年
(2014年)
第2632号

目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課） 2

保安林の指定施業要件の変更予定（5件）（森林づくり推進課） 2

公共測量の実施（建設政策課） 3

土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課） 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） 4

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会） 5

公告

一般競争入札（情報政策課） 5

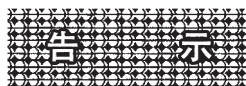
一般競争入札（地域福祉課） 5

林業種苗法に基づく講習会の開催（森林づくり推進課） 6

一般競争入札（2件）（河川課） 7

特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課） 8

正誤（森林づくり推進課） 9



長野県告示第671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称
訪問看護ステーションおさち
こもろ大手薬局

所在地
岡谷市長池小萩 1-11-30
小諸市大手 2-1-28

指定した年月日
平成26年12月1日
平成26年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	長野県知事 阿部 守一
埴生象山屋薬局	千曲市寂蒔上王子922-3	辞退予告期間終了年月日 平成26年9月30日
上松薬局	長野市上松2-7-10	平成26年10月21日
こもろ大手薬局	小諸市大手2-1-28	平成26年10月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第673号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市下之郷字紅平816の2、816の3
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字紅平816の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第674号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市大字間山字南向平871、874から877まで、878の1、878の3、879、880、881の1、881の3、882の1、883の1、884、字道灌山1804の1、字建応1810の1、1810の3、1811、1824から1827まで

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南向平871、874から877まで、878の1、878の3、879、880、881の1、881の3、882の1、883の1、884、字道灌山1804の1（次の図に示す部分に限る。）、字建応1810の1、1810の3、1811、1824から1827まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第675号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡北相木村字木次原5615の6（次の図に示す部分に限る。）、5615の7、5615の12、5616の2（次の図に示す部分に限る。）、5616の8
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第676号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件を変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村大字穂高字城山57、字大久保58、字長久保59、字流石61の1、61の2
- 保安林として指定された目的
干害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第677号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件を変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村大字北信字大柳756の55、756の56、大字豊栄字赤下3380の1、3381の1、3382の1、3383、3384の1、字北アソラ3401のロ、字柳沢3441の1、3442から3447まで、字風切3449、3450、字宇勝入3518のイ、3518のロ
- 保安林として指定された目的
干害の防備
- 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第678号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタル）レベル1000、数値図化 地図情報レベル2500）
- 作業期間
平成26年11月11日から平成27年3月25日まで
- 作業地域
長野市、大町市、飯山市、安曇野市、東筑摩郡生坂村、北安曇郡池田町、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第679号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称
百々瀬、湯山、川後、上深沢、平深沢、平林、栃久保、日方、栗林、吉窪、無久平、新分一、仏工伝、草崎、麻庭、山田中、栃ノ木、下小鍋、濁沢及び吉窪花上
- 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県木曾建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月11日

長野県木曾建設事務所長 塩入 信一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松御岳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町三岳11152番の5地先から 木曾郡木曾町三岳11152番の5地先まで	旧	m 7.8~15.4	km 0.1420
同 上	新	10.3~22.5	0.1420

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月11日

長野県北信建設事務所長 新家 智裕

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 117号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山1100番地先から 飯山市大字飯山2247番のイの1地先まで	旧	m 20.3~27.7	km 0.2667
同 上	新	20.1~29.5	0.2667

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山1129番の2地先から 飯山市木島697番の6地先まで	旧	m 7.0~15.6	km 0.6667
飯山市大字飯山1129番の1地先から 飯山市木島697番の6地先まで	新	13.0~51.9	0.6667

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山斑尾新井線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山2243番の22地先から 飯山市大字飯山1141番の18地先まで	旧	m 15.0~20.7	km 0.1288
飯山市大字飯山1131番の15地先から 飯山市大字飯山1141番の18地先まで	新	15.0~41.0	0.1270

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月11日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 路線名 檜川岡谷線
- 2 供用を開始する区間
塩尻市北小野785番の3地先から
塩尻市北小野3562番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年12月11日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月11日

長野県北信建設事務所長 新家 智裕

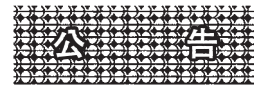
- 1 (1) 路線名 117号
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字飯山1100番地先から
飯山市大字飯山2247番のイの1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年12月14日
- 2 (1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字飯山1129番の1地先から
飯山市木島697番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年12月14日
- 3 (1) 路線名 飯山斑尾新井線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字飯山1131番の15地先から

飯山市大字飯山1141番の18地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成26年12月14日

道路管理課

選挙管理委員会



選告示第89号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成26年12月11日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表中

を

に改める。

34,841	34,845
317,753	317,780
7,249	7,240
22,615	22,639
17,114	17,083
8,432	8,413
6,500	6,497
8,960	8,956
6,815	6,805
104,018	104,088
64,753	64,791
46,132	46,124
19,992	19,965
28,013	27,992
13,640	13,648
19,188	19,200
11,726	11,745
18,604	18,623
8,942	8,950
18,686	18,666
8,119	8,096
6,950	6,928
21,337	21,349
18,176	18,176
38,547	38,593
21,199	21,192
8,285	8,302
26,691	26,691

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

メールフィルタリングサーバ・所属用メールサーバ 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年2月1日から平成32年1月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県情報政策課のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>)に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。入札説明書等は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

電話 026(235)7071

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年12月18日(木)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月11日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

援護システムハードウェア機器一式及びシステム導入作業

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年1月28日から平成30年12月31日まで(地方自治法